

ID: 675

担当部署: 消防本部 消防室 予防課

処分の概要	移動タンク貯蔵所に関する命令		
法令名 根拠条項	消防法 第11条の5第2項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【根拠条文】 第11条の5 2 市町村長(消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第4項において同じ。)は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第10条第3項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日